

重要事項説明書

(R7. 2. 26 改定)

学校法人 青山学園

小規模保育施設 木華保育園

〒421-0523 静岡県牧之原市波津 852-1

TEL 0548-53-0199 FAX 0548-53-0198

1. 重要事項説明

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

【施設運営主体】

名 称	学校法人 青山学園
所 在 地	静岡県牧之原市波津 8 5 2-1
電 話 番 号	0 5 4 8-5 3-0 1 9 9
代 表 者 名	理事長 青山丈碩

【利用施設】

施設の種類	小規模保育事業所
施設の名称	小規模保育施設 木華保育園
施設の所在地	静岡県牧之原市波津 8 5 2-1
連絡先	電話番号 0 5 4 8-5 3-0 1 9 9 FAX 番号 0 5 4 8-5 3-0 1 9 8
管理者	園長 山下 淳子
対象児童	児童福祉法および子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする 0、1、2 歳児
利用定員	・ 0 歳児 4 人 ・ 1 歳児 4 人 ・ 2 歳児 4 人 計 1 2 人
開設年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日

【施設の目的及び運営方針】

1. 小規模保育施設木華保育園（以下「本園」という。）は、保育を必要とする乳児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
2. 本園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児（以下「園児」という。）の最前の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
3. 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとします。
4. 本園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めるものとします。
5. 本園は、園児又はその保護者を国籍、信条、社会的身分、または入所に要する費用を負担するか否かによって差別的な扱いをしません。
6. 本園は、「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」その他慣例法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとします。

【当園における施設・設備等の概要】

◎施設

敷地	敷地全体	497.60㎡
	園庭	73.03㎡
園舎	構造	2階建
	延べ面積	214.18㎡

◎主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児
保育室	1室	1、2歳児
調理室	1室	
事務室	1室	

◎職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督、園児を全体的に把握する。	1人	
保育士または子育て支援員	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	2人以上	
保育補助	保育に従事し、保育士の立案した保育を実施、記録及び家庭連絡などの業務の補助を行う。		1人以上

当園では、牧之原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月牧之原市条例第35号）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

<各職員の勤務体制>

園長	正規職員の勤務時間帯（8:00～17:00）
保育士	正規職員の勤務時間帯（7:00～18:00）
保育補助	非常勤職員の勤務時間帯（7:00～18:00）

※ローテーションにより、正規、非常勤職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

【保育を提供する日】

休園日以外。（休園日：日曜日、祝日、年末年始）

【保育を提供する時間】

① 市町から保育標準時間認定に関わる支給認定証を交付されている方。

7:00～18:00までの範囲内で認定を受けている時間が保育を必要とする時間となります。

② 市町から保育短時間認定に関わる支給認定証を交付されている方。

8：00～16：00 までが保育を必要とする時間となります。

上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7：00～8：00、16：00～18：00 までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（有料・600 円/1 時間）

【提供する保育等の内容】

当園では、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定保育の提供

・園庭解放の場を提供します。

② ・立腰を取り入れ、躰の三原則に触れる保育を実施します。

<躰の三原則>・・・ 1、挨拶は自分から 2、返事はハイとはっきり 3、履物は揃え、椅子は入れる

・心豊かなたくましい子どもを育成します。

・外国語、ひらがな、カタカナ、漢字を取り入れた言語活動を展開します。

・知育、音楽あそび、体作りをねらいとしたあらゆる遊びを展開します。

・命の尊さを感じ、思いやりの心を育てる栽培活動を実施します。

③ 食事の提供

・園児の年齢に応じ、保育を提供する日は毎日食事を提供します。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材がある場合はあらかじめご相談ください。その際、医師の診断書が必要となります。

④ 連携施設の確保

在園する園児が3歳児に進級する際、連携施設である認定こども園すすき幼稚園に優先的に入園することができます。市外の方は1号認定での入園であれば、優先的に入園できます。

※木華保育園入園時に、すでにすすき幼稚園の定員に空きがない場合は上記の通りではありません。

【利用料金】

① 特定教育・保育にかかわる利用者負担（保育料）

支給認定を受けた金額を、当園にお支払いいただきます。保育料の納入は、口座振替をご利用ください。

② 保育の提供の実費に係る利用者負担金等（実費負担）

①に掲げる保育料の他、後援会からの徴収を含め、下記の費用を負担していただきます。

全園児：絵本代（500円～800円程度）・後援会費（500円）

※絵本代と後援会費は、毎月集金袋で集金をいたします。

【利用の終了に関する事項】

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

① 利用児が連携施設の園、または他園の3歳児クラスに編入及び入園したとき

② 園児の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき（「保育を必用とする」状態でなくなったとき等）

③ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

【委託医】

当園は、以下の医療機関と委託医契約をしています。

渥美医院	内科・小児科	牧之原市波津 1-41-1	0548-52-0583
奥山歯科医院	歯科	牧之原市須々木 757-1-2	0548-52-0502

【緊急時の対応】

◎事故、怪我

- 木華保育園では安全に細心の注意を払って保育を実施していますが、万が一病院に行かなくてはならないような怪我が発生した場合、すぐに保護者に連絡し、病院へお連れします。しかし、家族の方がいないと処置できない場合が多いので、可能な限り園からの連絡が取れるようにしてください。
- 緊急を要する時は、救急車を要請することもあります。
- 救急車で搬送される場合は、どの病院に行くのかが判明した際すぐに搬送先をお知らせしますので、そちらまでお越しください。

◎避難訓練について

- いつ発生するかわからない地震や非常事態から子どもを守るために、毎月避難訓練を行います。

◎地震警戒宣言発令時

- 東海地震や非常事態などで警戒宣言が発令された場合

登園前なら・・・家庭で待機し、行政や消防、各部隊等に従ってください。

登園後なら・・・保育園へ速やかにお迎えをお願いします。直接保護者の方に引き渡します。

その際、ご自身の安全が確保されてから移動してください。

- 代理人でもお迎えが絶対的に不可能な場合は園で保護します。必ずご連絡ください。

電話等が使用できず、連絡が不可能な場合は園または避難所でお迎えを待ちますので、園、広域避難所、相良小学校等へ探しに来てください。所在が連絡できるようになったらすぐにご連絡します。

1次避難地	園庭
2次避難地	波津2号 秋葉神社
広域避難所	小堤山公園 相良小学校

- 園庭に迎えに来た際、不在だった場合は2次避難地（波津2号 秋葉神社）へ迎えに行ってください。
- 緊急連絡用のメールから連絡をいたします。万が一メール連絡が不可能になった場合は、災害伝言ダイヤルを利用します。
- 「注意情報」発令でも通常通り保育をしますが、小中学校の生徒が帰宅処置となった場合には早めにお迎えをお願いします。

※警戒宣言が解除になるまで保育園は休園です。

◎台風等

- 台風等自然災害時は可能な限り保育園は開園して保育できるように対応します。登園は保護者の判断にお任せします。職員も出勤困難な状況であれば開所ができない事もあります。

◎食中毒時

- 万が一、保育園で集団食中毒が発生した時は、中部衛生保健センターに連絡すると共に、委託医、子ども子育て課の指導を受けて子ども達を病院に搬送します。

◎不法侵入者等

- 防犯カメラを設置してあります。不法侵入が発生した場合、適切に対処すると共に警察に通報します。

【虐待の防止のための措置に関する事項】

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

【意見・要望・苦情等に関する相談窓口】

当園では、意見・要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決委員

苦情受付担当	木華保育園 事務員兼保育士	青山 瑞恵	0548-52-0567
苦情解決担当	理事長	青山 丈碩	0548-52-0567
第3者委員	保護司	吉田 園基	0548-52-1006

【防災設備】

当園では、設備建物は鉄骨で建てられており、地震に強い作りです。非常災害時に備えて以下の設備を配置しています。

- ・自動火災報知器
- ・緊急地震速報機
- ・誘導灯
- ・非常警報装置
- ・その他カーテン等の防火処理

【保険】

当園では、お子さんが病気や怪我をしないように万全の配慮をして毎日保育をしています。万が一のことを考え、以下の保険に加入しています。ご家庭でも任意保険の加入をお願い致します。

名称：独立行政法人スポーツ振興センター

- ・園内、登降園中の子どもの怪我に対応します。
- ・0-157等、園が原因となる食中毒の治療費にも対応します。
- ・遠足や園外保育などにも適用されます（在園児のみ、付き添いの家族や小学生は対象外）

※詳細は次ページをお読みください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

在園する児童（生徒）の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。

令和7年1月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもののうち、内閣府令で定めるもの { 園給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 } 熱中症 ・ 溺水 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾病 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷による疾病	は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 (園の管理下において発生したもの) 運動などの行為と関連のない突然死 (園の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕 死亡見舞金 1,500万円〔通学（園）中の場合も同額〕

なお、園の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 園が編成した教育課程に基づく授業を受けている場
- ④ 通常の経路及び方法により通園する場合（保育所等における保育中を含む。）
- ② 園の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ⑤ 寄宿舍にあるとき等
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき園にある場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

*これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 300 円（園の負担額 65 円） ※負担金額は年額です。

【当園におけるその他留意点】

園内における喫煙	当園の建物内及び敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教勧誘、政治活動及び営利活動は禁止しています。

2. 木華保育園の保育理念

- ・ 人生の根幹である乳児期における適切な保育を実施し、社会に貢献します。
- ・ 心豊かな人格の形成に努め、豊かな人生の基礎とします。

【保育方針】

- ・ 心豊かでたくましい子どもを育成します。
- ・ 人生の根っこをたくましく育て、豊かな人間性を持った人材を育成します。

教育・保育内容

【保育目標】

- 一、自立できる人
- 一、人に親切にできる人
- 一、たくましい生命力のある人

【保育内容】

- ・ 立腰を取り入れ、躰の三原則に触れる保育を実施します。
＜躰の三原則＞1、挨拶は自分から 2、返事はハイとはっきり 3、履物は揃え、椅子は入れる
- ・ 心豊かなたくましい子どもを育成します。
- ・ 外国語、ひらがな、カタカナ、漢字を取り入れた言語活動を展開します。
- ・ 知育、音楽あそび、体作りをねらいとしたあらゆる遊びを展開します。
- ・ 命の尊さを感じ、思いやりの心を育てる栽培活動を実施します。
- ・ 0歳児・・・個々の生活リズムを整え、基本的な生活習慣を養う。
- ・ 1歳児・・・安心できる保育者との関係のもとで、自分でしようとする気持ちが芽生える。
- ・ 2歳児・・・衛生的で安全な環境で心身ともに快適な生活を送る。

[年間行事]

- ・ 年間行事予定表をご覧ください。
- ・ 行事前には詳細をお知らせします。

[保育の受入れ]

- ・ 9時までに登園できない時や欠席の時は8時30分までに必ず園に電話またはコドモン（園連絡システム）にて連絡してください。
(☎0548-53-0199)
- ・ 土曜保育のお申し込みは2週間前までにお願いします。
- ・ 土曜保育は、「土曜日にも家族全員就労がある」方の為の利用日です。日頃から、親子のふれあいが少なくなりがちなので、土日はなるべく親子でスキンシップを取り、触れ合い、ゆっくり過ごしてあげて欲しいと思います。下記の場合は「保育に欠ける」状態と判断されないため、家庭での保育をお願い致します。

- ・父母の両方またはどちらかが休日の場合
- ・父母が仕事であっても、祖父母等家族の方の協力を得られる場合
- ・上のお子様の行事や習い事の場合
- ・土曜保育の希望人数により、認定こども園すすき幼稚園にて合同保育を行うことがあります。

～産休・育休中の方へ～

<上のお子様の保育について>

- 年齢に関係なく、続けて在園できます。
- 休園制度はありません。

<下のお子様の入園について>

- 制度上はお母様が職場復帰したら入園できることになっています。職場復帰する日の月初めから入園できます。(例えば、職場復帰が5月15日だった場合、5月1日から保育できます。)
- 但し、希望通りの時期に入園できるかどうかは、園全体の園児数や保育士の人数等の事情により異なります。年度末までお待ちいただく場合もあります。
- ならし保育との兼ね合いを考慮し、復帰する日を職場と相談してください。

3. 園からのお願い

【服装について】

- 0.1 歳児は服装は自由です。(必ず記名してください)
- 2 歳児は指定の体操服です。(必ず名札を貼り付けしてください)
- 戸外での活動の際に園指定の帽子を着用します。帽子は日よけ、けが防止の役目もあります。必ず毎日被って、ご登園ください。
- 靴は運動靴を履いてきてください。サンダルやクロックス、底の暑い靴、光る靴は避けてください。
- 女の子の長い髪は束ねてくるなど、活動に支障のないようにしてください。

【給食について】

- 完全給食（集金なし）
- アレルギー対応をしております。除去食希望の方は、提出する書類がありますので、医療機関の証明を頂いて提出してください。年の途中でアレルギーが判明した場合は、その都度対応いたしますので、判明したらすぐにご連絡下さい。
- アレルギー解除は医師の診断受けて、保護者から解除届が提出された時点からになります。用紙は園にあります。

【連絡網について】

- 木華保育園は個人情報保護の関係上、連絡網はありません。代わりにコドモン（園連絡システム）を利用しておりますので、必ず登録して、お知らせが来ているか確認するようお願いいたします。兄弟はそれぞれのクラスで登録してください。アドレス等変更された場合は、ご自身でコドモンにアクセスして変更してください。

【送迎について】

- お子様の登園・降園の際は、保育園に届けてあるご家族が責任を持って送り迎えをしてください。
- 代理の人の迎えは、迎えに来る人の氏名、時間等を事前にご連絡下さい。連絡がない場合は事件事故防止のため、お渡しできないこともあります。
- 送迎の方に変更、追加が生じた場合は、必ず連絡してください。
- 園庭から出ましたら、お子様の手を引き危険がないようご注意ください。
- 駐車場では遊んだりせず、近隣の住民の方にご迷惑がかからないように速やかに移動をお願いします。
- 駐車場や園周辺での立ち話をご近所や他の保護者のご迷惑となりますので、ご遠慮ください。

【連絡帳】

- 連絡帳は保育園とご家庭を結ぶ大切なものです。ご家庭でのお子様の様子をご記入下さい。体調の変化が激しい年齢なので、毎日のご記入をお願い致します。

【連絡方法】

- 園日より（月予定）、お知らせ等はコドモンでお知らせいたします。必ず確認してください。

【集金】

- 毎月の後援会費は集金袋にて集金させていただきます。お釣りの無いようお願いします。
- 毎月の絵本代は保育料と一緒に口座引落します。

【その他】

- プールの時期は毎回、保護者の方の承認がないと入れません。又、当日園での投薬の依頼があった場合は、体調が正常でないと判断します。年齢が低いために万が一のことがあってはいけませんので、プールに入ることはできません。
- 嘔吐、下痢が流行っているような時、保健所の指導により感染拡大を防ぐために吐物のついた物（衣類等）を洗わずお返しすることがあります。
- 園内での、子ども達同士のお土産やプレゼントの交換はトラブルが発生しやすいため、またアレルギーのお子様の誤食にもつながる為禁止しております。
- 園に不要な個人的なおもちゃなどはトラブルの原因となりますので、お持ちにならないようお願いいたします。

4. 保健について

お子様が病気の時は、長引かないためにも早めにご家庭での休養をお願いします。

【健康診断】

- 年間に内科検診 2 回、歯科健診 1 回の健康診断を行います。
- 健康診断の結果を手紙でお伝えしますので、治療が必要な子は直ちに治療を受け、完治しましたら必ず園に届け出てください。

【熱が出た時の対応】

[登園時]

- 37.5℃以上熱が出た時は、お休みください。

[保育中]

- 37.5℃以上熱が出た時は、緊急連絡票に記載されている方順に連絡させていただきます。速やかにお迎えにお越しください。
熱がなくても、いつもと様子が違う等心配な時は、ご連絡させて頂く場合があります。
- 発熱期間だけ回復期間がかかるといわれています。ゆっくり休養し、無理に登園しないようにしましょう。お子様の安心にも繋がります。
- 初めて集団生活をする時には体調を崩しやすくなります。新入園の頃は特に注意し、体調がいつもと少しでも違うと感じたら無理をしないでください。

【医療機関受診時の注意】

- 1歳6ヵ月、3歳などの自治体で行う検診は、必ず受診してください。
- 医療機関受診の時は、保育園では原則として薬の投薬ができないことを伝え、出来る限り1日2回の家庭内投薬にさせていただくようお願いしてください。また、薬を服用しての登園は本来お子様にとって好ましい状態ではありません。
- 入院した後で登園する時は、医師の指示に従ってください。退院後は体力も落ちていますので、お子様の様子を見ながら登園してください。

【出席停止期間が定められている感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度まで最も感染力が高い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（乳幼児にあたっては、3日を経過するまで）
風しん	発疹出現の前7日から7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	全ての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、析出言語3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は3日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

【医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症】

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（涼は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発しんが痂皮化してから
突発性発疹		解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと

※出席停止の感染症が完治して登園する時は医師の【登園許可願】の提出をお願いします。

※その他の感染症は医療機関に受診した結果、病名がわかり、症状が治まり登園のめやすに達したと保護者の方が判断してから【登園許可願】の提出をして登園してください。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」の用紙を使用。

※発症日、解熱日は0日目と数えます。

※学校保健法の変更があった場合は、それに準じます。

※水いぼを取る取らないはご家庭の判断に任せます。水いぼはプールの水を介しての感染はしませんが、プールの時は直接肌が接触しますので、非常に感染し易くなります。かき壊さないように爪を短く切るようお願いいたします。

※とびひは諸説ありますが、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」によりますと治癒まではプールは禁止するとなっておりますので、治癒するまではプールは禁止と致します。ご理解下さい。

● インフルエンザの流行っているとき

・インフルエンザにかかってしまった場合は、兄弟も感染している可能性があるため本人以外のご兄弟もお休みをお願いしています。当園は0歳からの集団生活を行っている施設で、感染拡大を防ぐためであることにご理解いただきご協力をお願い致します。

【園における投薬について】

・本来、投薬は医療行為にあたる（法律で禁じられている）ため、園職員は原則として行えません。やむをえず保育園で投薬をしなければならぬ時のみ投薬依頼書と薬の説明書と、一回分の薬をその都度提出してください。（薬は医師に受診、処方された薬のみ預かることができます。）

・なるべく、医師に相談して1日2回以下（朝・夕）の薬を家庭で投薬して頂くようにしてください。

◎【このような症状の時はお休みが望ましい】

保育園はまだ免疫力の弱い0歳児からの子どもの集団生活の場ですので、より一層健康には配慮したいと考えています。こじらせて入院などに至らないためにも、又クラスに病気を蔓延させないためにも、ぜひご理解・ご協力をお願いします。

<熱のとき>

- ・解熱剤を使用している（一時的に熱が下がった時）。
- ・24時間以内に38℃以上の熱が出ていた。

※朝低くても、午後には必ず高くなってきます。回復には発熱期間と同日の期間が必要ですので、無理な登園はさせず、休養させましょう。

例) 2日熱が続いたら、回復するのに2日かかります。

<微熱が続くとき>

- ・微熱も何らかの病気の可能性があります2~3日続いたら翌日には受診をおすすめします。

<下痢・嘔吐のあるとき>

- ・水様便がある。(24時間以内に2回以上)
- ・嘔吐がある。(24時間以内に1回以上)
- ・嘔吐、下痢をしたら登園前に受診しましょう。
- ・園でも家庭（休み中）でも嘔吐、下痢があったら受診し、医師の指導のもとに消化の良いものを準備し、ゆっくり休養させてあげてください。
- ・食欲がなく、水分を欲しがらない時。

<咳の時>

- ・呼吸を肩でしている。
- ・咳がなくても背中がゼコゼコしている時。
- ・苦しくて、夜あまり眠れなかった時。

<発疹の時>

- ・発熱と共に発疹がある時。
- ・今までになかった発疹が出て感染症が疑われ、医師により登園を控えるよう指示された時。

※上記の症状でなくても体調がすぐれない場合は、お子さんの様子を見て養生してください。

5. その他

<個人情報の保護>

- ・当園では、職員にも個人のプライバシーを他人に漏らさない様に教育していますが、保護者の皆様もお気を付け下さい。ブログや Facebook 等の SNS に園で撮影した写真などを掲載するときは、必ず写っている方全員に許可を取るか、スタンプなどで名札や顔を隠してください。
- ・本園では、皆様からご提供いただく個人情報は、下記一覧表記載の主たる利用目的の通りに利用するほか、同様の情報管理が保たれている機関（行政機関、医療機関、教育機関、福祉機関など）との連携や本園内の保育研究活動、広報活動、管理運営上の正当な目的の達成に必要な範囲内で利用します。
 - 入所申込み、退所願、保育料の徴収に関する情報の管理。
 - 保育所用入所名簿作成（生年月日、住所、電話番号、緊急連絡先。）
 - 家庭状況や面談の記録
 - 出席簿の記録
 - 成長発達、発育の記録
 - 健康診断や身体測定の結果の記録
 - 提携機関への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入園する予定の園との間で情報を共有すること。
 - 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う事。
 - 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う事。
 - 延長保育など、各種申込等の控えの作成。
 - 諸費袋、絵本代、その他保育用品等の徴収管理。
 - 保育所内活動写真、園だよりの写真撮影。
 - 小規模保育施設木華保育園のパンフレットやホームページへの写真の使用。
 - 新聞、テレビ等の取材による写真、映像。
 - コドモンで保護者向けに販売する写真

上記の記載内容に同意して頂き、“個人情報使用”について及び重要事項説明書の記載内容について同意書を園に提出して頂きたく思いますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

保護者用

登園の際には、下記の登園許可願の提出をお願い致します。

(なお、登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園許可願（保護者記入）	
小規模保育施設 木華保育園長 殿	
園児氏名 _____	
病名「 _____ 」と診断され、	
年 月 日 医療機関「 _____ 」において	
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園致します。	
保護者氏名 _____	印 _____

当園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

乳幼児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園許可願の提出をお願い致します。なお、園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（涼は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発しんが痂皮化してから
突発性発疹		解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より抜粋

意見書

小規模保育施設 木華保育園長 殿

園児氏名 _____

病名「 _____ 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____

印

当園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

乳幼児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願い致します。なお、園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。

○医師が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度まで最も感染力が高い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（乳幼児にあたっては、3日を経過するまで）
風しん	発疹出現の前7日から7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	全ての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、析出言語3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は3日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで